

消費者庁

要望 1. 柔軟剤を家庭用品品質表示法の指定品目にし、とりわけ香料については、EU の香料アレルギー表示(資料 3)に準じた表示を義務化してください。

(回答)

家庭用品品質表示法で定める家庭用品は、購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものが指定されているところです。

柔軟剤については、購入者が品質を識別することが著しく困難であるものとは認められないもので、同法に定める家庭用品に該当するものとはされておりません。

要望 2. 厚労省とも連携して、GHS マーク(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: 化学品世界共通分類とラベリング)を家庭用品にも表示するようになってください。

(回答)

繰り返しになりますが、家庭用品品質表示法で定める家庭用品は、購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものが指定されているところです。

一方、GHS マークは、国際的に調和された基準により化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う人々に伝達するための表示と理解しており、家庭用品品質表示法の購入に際し品質を識別することを目的とした趣旨とは異なるものと考えています。

要望 3. 徐放作用のある「長続き」製法であるマイクロカプセル類を家庭用品に配合する問題点について、情報提供を行うとともに、微粒子としての吸入リスクも周知してください。

(回答)

消費者への情報提供については、関係省庁とも最新の科学的知見を含め情報共有を行いながら、対応してまいります。

要望 4. マイクロプラスチックとしてのマイクロカプセルの規制の検討をしてください。

(回答)

消費者庁では、化学物質を規制する法律を所管していないため、所管省庁に御要望いただくようお願いいたします。

要望 5. 香害問題への対処、解決を目的として、貴庁が取りまとめ官庁として関係 5 省庁の連絡会議を定期的に開催し、その内容を公開してください。

(回答)

5省庁で行っている連絡会議は、担当者間での情報共有を目的とした会議であるため、議事の公開予定はございませんが、引き続き、関係省庁で連携を図りながら、消費者への情報発信に努めてまいります。

要望6. 5省庁連名ポスターを改訂し、全省庁を通じ、国内の全事業者に向けて、さらに香害の周知を進めてください。

(回答)

5省庁連名のポスターについては、令和5年7月に改訂を行い、消費者庁から地方公共団体に配布しているほか、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省を通じ、関係各所への周知を進めているところです。引き続き、関係省庁で連携を図りながら、周知を進めてまいります。

要望7. 貴庁職員に研修を行い、香害をもたらす家庭用品の使用自粛を職員から始めてください。

(回答)

庁職員に対しては、庁舎内へのポスター掲示及び庁内ポータルサイトを通じ、香り付き製品の使用に当たっては周囲の方々にも配慮するよう周知を行っているところです。引き続き、職員への周知啓発に努めてまいります。

-----  
よろしくお願ひいたします。

消費者庁消費者安全課